

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 2月18日
【会社名】	大幸薬品株式会社
【英訳名】	TAIKO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 高
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市市内本町三丁目34番14号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
【電話番号】	06-4391-0330
【事務連絡者氏名】	専務取締役 吉川 友貞
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第6回新株予約権） その他の者に対する割当 10,800,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 769,200,000円 （第7回新株予約権） その他の者に対する割当 600,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 436,600,000円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】****(1)【募集の条件】**

発行数	400,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	10,800,000円
発行価格	新株予約権1個につき27円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月6日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	大幸薬品株式会社 総務部 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
払込期日	平成27年3月6日(金)
割当日	平成27年3月6日(金)
払込取扱場所	三菱東京UFJ銀行 淡路支店

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、「第6回新株予約権証券」又は文脈に応じて、個別に若しくは第7回新株予約権証券と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成27年2月18日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)」において「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成27年2月18日(水)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は400,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,896円とする(以下、「当初行使価額」という。))。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>769,200,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年3月6日(本新株予約権の払込完了以降。)から平成28年3月6日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 大幸薬品株式会社 総務部 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 淡路支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり27円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下、本項において、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下、本項において、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、本項において、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、各200,000個を超えることはできず、従前

の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了した日又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出した日の3営業日後の日のうち、いずれか早く到来する日まで(同日を含みます。)、新たな行使許可申請書を提出することができません。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	200,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	600,000円
発行価格	新株予約権1個につき3円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月6日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	大幸薬品株式会社 総務部 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
払込期日	平成27年3月6日(金)
割当日	平成27年3月6日(金)
払込取扱場所	三菱東京UFJ銀行 淡路支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「第7回新株予約権証券」又は文脈に応じて、個別に若しくは第6回新株予約権証券と総称して、「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成27年2月18日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成27年2月18日(水)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 当社は、平成27年9月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）の翌営業日（以下、「修正日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）と同額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項で定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合 既に行使価額修正通知を行った場合 本欄外注記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、行使価額修正通知がなされた際に（最大で6ヶ月に1回）修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、2,180円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 200,000株（発行済株式総数に対する割合は1.48%）</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,180円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は公告をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、2,180円とする(以下、「当初行使価額」という。)

3. 行使価額の修正

当社は、平成27年9月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)と同額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

既に行使価額修正通知を行った場合

本欄外注記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

	(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	436,600,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年3月6日(本新株予約権の払込完了以降。)から平成28年3月6日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 大幸薬品株式会社 総務部 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 淡路支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり3円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(4) 本スキームの特徴、他の資金調達方法との比較」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」といいます。)は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達目的

当社グループを取り巻く環境につきましては、多数のメーカーが競合する厳しい競争環境のもとで国内人口の減少による市場規模の縮小等の脅威にさらされております。このような環境の中、「正露丸」「セイロガン糖衣A」を主力製品とする医薬品事業と、「クレベリン」を主力製品とする感染管理事業を活動の柱とする当社グループは、リソースの最適配分と事業収益基盤の再構築を図りつつ、「ないと困る」と思っていただけの製品・事業を創造し続けることにより、新たな成長に挑戦してまいります。医薬品事業におきましては、人口の高齢化等に伴い医療費の高騰が社会問題化する中で、セルフケアとしてのセルフメディケーション（自己管理治療）の推進に期待が高まることにより、一般用医薬品の重要性が再認識されつつあります。このような環境の中、当社の主力製品である「正露丸」「セイロガン糖衣A」の有効性と安全性を世界に広め、国内シェア向上を図るとともに、成長市場であるアジア諸国、特に中国市場を中心とした海外市場の開拓を強化してまいります。

感染管理事業におきましては、様々な感染症の発生に伴い、医療分野のみならず生活に関わる全ての分野において、世界的に感染予防と衛生管理に対する関心と需要が高まりつつあります。このような環境の中、当社「クレベリン」ブランドの認知度向上と販売チャネルの開拓を強化しつつ、新たな製品や利用シーンを提案することにより、国内における持続的な成長を推進し、さらにはパートナー企業とのアライアンス活用やグローバル展開により飛躍的な成長を図ってまいります。

こうした成長を支えるための体制強化を図るべく、現在、当社主力製品である「正露丸」「セイロガン糖衣A」及び「クレベリン」を主な生産品目とする新工場の建設計画を推進しております。新工場の建設により、生産拠点集約化による生産性の向上と生産能力の大幅な拡大が可能となります。

なお、新工場建設に係る投資予定額につきましては、総額約61億円を見込んでおり、その資金計画として自己資金を予定しておりましたが、インフルエンザ等感染症流行の影響を受けやすい感染管理事業に関する業績変動リスクに備え、今般の資金調達を実施し、その資金を新工場建設投資の一部に充当する計画へ変更致します。これにより自己資本比率を高め、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第6回新株予約権の行使価額は1,896円に固定されています。それに対し、第7回新株予約権の行使価額は、当初固定（2,180円）されていますが、当社は、平成27年9月7日以降、当社取締役会の決議により第7回新株予約権の行使価額の上場修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）と同額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初2,180円とし、上記「2 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）、（2）新株予約権の内容等、新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されます。）を下回ることはありません。下限行使価額は、第7回新株予約権の当初行使価額と同額に設定されていますので、行使価額の修正は、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えません。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。下記において、既に行使価額修正通知を行った場合には当社は修正に係る取締役会決議及び通知ができないこととされていますので、当社が行使価額の修正を行えるのは1回のみであります。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

既に行使価額修正通知を行った場合

下記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、各200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了した日又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出した日の3営業日後の日のうち、いずれか早く到来する日まで（同日を含みます。）、新たな行使許可申請書を提出することができません。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行

価額と同額にて取得することができますが、下記第3項に記載の行使許可期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は600,000株となり、平成27年1月31日現在の当社発行済株式総数13,550,700株から自己株式数799,579株を控除した12,751,121株を分母とする希薄化率は4.71%となる見込みです。もっとも、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には全て当社が保有する自己株式が充当される予定ですので、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。

なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式の発行、自己株式の処分又は自己株式の取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は、平成27年1月31日現在で保有している3,800株と合わせて603,800株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は4.52%となる見込みです。

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であります。また、今回の資金調達において発行する新株予約権は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権と、2つの回に分けておりますが、第6回新株予約権については、行使価額を発行決議日前営業日の終値とすることで、資金調達の蓋然性を高めることを企図しており、一方、第7回新株予約権については、行使価額を上記終値よりも高めに設定し、かつ行使価額を当社の判断で上方にリセットすることが可能な設計となっているため、株価上昇時に資金調達額を増大させることが可能であります。従いまして、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の他の資金調達方法との比較の通り、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

メリット

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を2回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで2通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、行使価額の修正を行うことのできる第7回新株予約権についても、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内(一回当たりの権利行使上限個数は各200,000個)でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は600,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には、全て当社が保有する自己株式が充当される予定です。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生致しません。

行使価額修正条項・選択権

上記に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、第7回新株予約権に関しては、当社の判断により行使価額を上方修正することが可能です。これによって第7回新株予約権については当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額できます。なお、第7回新株予約権の下限行使価額は、当初行使価額と同額に設定されていますので、行使価額の修正は、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えな

い仕組みとなっています。また、既に行使価額修正通知を行った場合には当社は修正に係る取締役会決議及び通知ができないこととされていますので、当社が第7回新株予約権の行使価額の修正を行えるのは1回のみであります。

資金調達のスランバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達がスランバイできます。

デメリット

当初に満額の資金調達ができない可能性

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）及び第7回新株予約権の下限行使価額は、当社の希望により、いずれも平成27年2月17日時点の当社株価以上に設定されており、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといふ点において限界があります。

株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第6回新株予約権は1,896円、第7回新株予約権は当初2,180円）を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することとなった場合には当社株価が下落する可能性があります。なお、当社は割当予定先が市場動向に配慮しながら取得した当社株式を主に機関投資家向けに売却していく意向を有していることを確認しております。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。なお、割当予定先からは、本新株予約権の発行スキーム（ターゲット・イシュー・プログラム：T I P）が想定するような株価の上昇局面においては積極的に本新株予約権の行使を行う方針である旨の説明を受けております。

行使価額の修正ができず、資金調達が制限される可能性

第7回新株予約権については、当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額できるよう、行使価額の上方修正を行えるようにしておりますが、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であつて同条第4項に従つて公表されていないものが存在する場合（資本提携先との提携の蓋然性が高まった場合を含みます。）、既に行使価額修正通知を行った場合及び行使許可期間内である場合には行使価額を修正できず、資金調達が制限される可能性があります。

他の資金調達方法との比較

公募増資

公募増資による新株式の発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

第三者割当増資

第三者割当方式での新株式の発行及び自己株式の処分では、割当先となる適切な投資家が見つかりませんでした。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるM S C B）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権のみを発行する場合は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できなくなります。

新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、割当予定先が金融機関一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法としては適当でないと判断致しました。

社債による資金調達

社債は、調達金額の全額が負債であり、今回は財務の健全性を勘案した自己株式の有効活用を検討していたことから、資金調達方法としては適当でないと判断致しました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し当社が行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、各200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は、当該期間の満了した日又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出した日の3営業日後の日のうち、いずれか早く到来する日まで（同日を含む。）、新たな行使許可申請書を提出することができません。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限されません。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。

- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,205,800,000	8,000,000	1,197,800,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計11,400,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計1,194,400,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第6回新株予約権	10,800,000	758,400,000
第7回新株予約権	600,000	436,000,000
合計	11,400,000	1,194,400,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本スキーム実施に関わる弁護士費用、評価算定費用等です。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り1,197,800,000円となる予定です。

ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。調達する資金につきましては、医薬品及び衛生管理製品を生産する新工場建設投資の一部(設備資金)に充当致します。

具体的な使途	金額	支出予定時期
新工場建設投資総額約61億円のうち医薬品及び化学品製造設備(京都府相楽郡精華町)についての投資	1,197,800,000円	平成27年3月 ~平成27年9月

(注) 1. 上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。

2. 調達資金につきましては支出時期までの間、銀行預金やリスクの低い安定的な金融資産で運用を行う予定です。
3. 下記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げる第69期第3四半期に係る四半期報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 主要な設備」に記載する、医薬品及び化学品製造工場の建設につきましては、その資金計画として自己資金を予定しておりましたが、当該内容を変更し、建設資金の一部を本新株予約権に係る調達資金により充当するものとします。

なお、新株予約権の行使状況により、支出の予定時期や内容の見直しを図ってまいります。また、資金使途及びその内訳に変更が生じた場合には、適時適切に開示致します。

新株予約権の行使が進まず、当初予定していた金額の資金が調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、銀行借入にて必要な資金を調達する予定です。また、行使価額の修正により資金調達の金額が当初想定額を上回った場合、かかる超過分は当社の運転資金として使用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウナスアンラーゲ 12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日関東財務局長に提出 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日関東財務局長に提出 半期報告書 平成26年9月29日関東財務局長に提出 (2014年度中(自平成26年1月1日至平成26年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社と割当予定先との間には、割当予定先が当社の普通株式3,800株(平成27年1月31日現在。総議決権数の0.03%)を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成27年1月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。資金調達については、他社からも同様の提案を受けており検討しておりましたが、当社の業況及び株価の状況に鑑み、具体的な検討を見合わせておりました。しかしながら平成27年1月以降、当社企業グループの持続的発展のための本スキームによる資金調達方法が当社ファイナンスニーズに最も合致しているとの判断に至り、当社内において正式な協議・検討を行った結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論となり、本日、平成27年2月18日の取締役会において本件実施を決議致しました。

当社は、今回の資金調達では、既存事業の拡大による業績向上や、更なる外部環境の進展によって企業価値が上昇する場面に着実に捉えて、資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で18件の実績を有していることから、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断致しました。

(注) 本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：新株予約権の目的である株式の総数600,000株(第6回新株予約権400,000株、第7回新株予約権200,000株)

e. 株券等の保有方針

当社は、ドイツ銀行ロンドン支店の当社株式の保有方針が短期保有であり、ドイツ銀行ロンドン支店は、市場動向に配慮しながら取得した当社株式を主に機関投資家向けに売却していく意向を有していることを確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は684億ユーロ（約91,574億円、換算レート1ユーロ133.88円（平成27年1月30日の仲値））（連結、平成26年12月31日現在、未監査）であると確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、ドイツ銀行及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、当社の株価、権利行使価格、期間、配当率、無リスクレート、ボラティリティ、1日当たりの平均売買出来高、及び当社の行動と割当予定先の行動に関する想定に基づいて評価を行っております。なお、当社の行動に関する想定としては、資金調達のため権利行使許可は随時最大量（200,000株）行うこと、株価が権利行使価格の150%以上となった場合には新株予約権の取得を行うこと、第7回新株予約権の権利行使価格修正は株価が当初株価の125%以上となった場合に行うことを想定しており、割当予定先の行動に関する想定としては、株価に割当予定先の株式処分コストを考慮した額が権利行使価格よりも高い場合に第6回新株予約権から随時行使許可を申請すること、権利行使する際には許可された最大量（200,000株）を許可期間（20営業日）中に権利行使することを仮定して評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額となる、第6回新株予約権は27円、第7回新株予約権は3円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年2月17日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値を、第6回新株予約権は0%、第7回新株予約権は15%上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である当該評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、本新株予約権の発行については、平成27年2月18日開催の当社取締役会において、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、上記算定根拠に照らした結果、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関わる適法性は確保されている旨、並びに（ ）第6回新株予約権は固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシューであり、また、第7回新株予約権についても当社取締役会が行使価額の修正を決議しない限り第6回

新株予約権と同様のターゲット・イシューであり、かつ第7回新株予約権の下限行使価額は当初行使価額と同額に設定されており、行使価額の修正は修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えない仕組みとなっているため、仮に将来において株価が急落した場合でも、当初の予測を超えて希薄化が促進されることはないこと、()原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めがかかること、及び()株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、少数株主に対して一定の配慮がなされている資本調達手段である旨の意見表明を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は600,000株であり、平成27年1月31日現在の当社発行済株式総数13,550,700株から自己株式数799,579株を控除した12,751,121株を分母とする希薄化率は4.71%に相当します。また、割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式の発行、自己株式の処分又は自己株式の取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は、平成27年1月31日現在で保有している3,800株と合わせて603,800株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は4.52%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及びドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使による資金調達により、前述の通りに新工場の建設を実現することは当社グループの事業基盤の拡大及び財務基盤の安定につながるものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、当社としては、本新株予約権の発行により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社の業績は、期初の計画を上回る水準で進捗するなど好調に推移しており、このような経営環境及び当社株式の直近の出来高及び売買代金の状況から現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
柴田 仁	大阪府吹田市	920,900	7.22	920,900	6.90
柴田 高	大阪府吹田市	891,100	6.99	891,100	6.68
柴田 晃宏	大阪府吹田市	630,000	4.94	630,000	4.72
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツ チェンクアーゲーロンドン 610) (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町2-11- 1 山王パークタワー)	3,800	0.03	603,800	4.52
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	599,821	4.71	599,821	4.49
柴田 航	大阪府吹田市	397,500	3.12	397,500	2.98
柴田 穰	栃木県宇都宮市	397,500	3.12	397,500	2.98
柴田 哲	大阪府吹田市	397,500	3.12	397,500	2.98
柴田 尚彦	大阪府吹田市	360,000	2.82	360,000	2.70
柴田 亮子	大阪府吹田市	355,000	2.78	355,000	2.66
計		4,953,121	38.85	5,553,121	41.60

- (注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基に、平成27年1月31日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。
2. 当社は、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権行使後の当社株式の保有方針として、短期保有とする意向を有していることを確認しております。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第11条は、銀行業を営む会社は、原則として他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、割当予定先は、原則として当社の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の所有株式数を基に、平成27年1月31日までの大量保有報告書等により異動が確認できるものに基づき、本新株予約権が全て行使され、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 割当予定先は、平成27年1月31日現在で3,800株を保有しておりますので、平成26年9月30日現在の所有株式数を基に、平成27年1月31日までの大量保有報告書等により異動が確認できるものに基づき、(1)割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ(2)当社が本件の他に新株式の発行、自己株式の処分又は自己株式の取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は603,800株となり、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は4.52%となる見込みです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第68期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月26日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第69期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月12日近畿財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第69期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月12日近畿財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第69期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月12日近畿財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年7月1日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年2月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日（平成27年2月18日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大幸薬品株式会社 本店
（大阪府吹田市市内本町三丁目34番14号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。